



# 鳥取県公報

平成15年 8月12日(火)  
第 7 5 0 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (508) (障害福祉課) .....	1
	大規模小売店舗の新設の届出 (509) (経済交流課) .....	1
	家畜伝染病の発生 (510) (畜産課) .....	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管財課) .....	3
	一般競争入札の実施 (出納課) .....	9
正 誤	平成15年 6月24日付鳥取県告示第403号中訂正 .....	11

## 告 示

### 鳥取県告示第508号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の4 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年 8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人養寿会	境港市誠道町2083	小規模生活単位型指定短期入所生活介護なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	短期入所	平成15年 8月 1日

### 鳥取県告示第509号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年 8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) P L A N T - 5 境港店

境港市竹内団地276

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社 P L A N T 代表取締役社長 三ッ田 勝規  
福井県坂井郡坂井町下新庄15号8 - 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年3月23日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

16,698.21㎡

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 1,705台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 155台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 310㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 112.61㎡

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 4か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後5時まで

- 7 届出年月日

平成15年7月24日

- 8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

- 9 縦覧に供する期間

平成15年8月12日から4月間

- 10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

#### 11 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第510号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年 8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡名和町大字加茂3671	平成15年 8月 5日

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事（米子～境港）

(2) 工事場所 鳥取県西部地域

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県西部地域幹線部分のうち、米子市富士見町から境港市上道町での間、国道9号、主要地方道米子境港線、その他道路沿いに光ケーブルを敷設するものである。

(4) 工事の概要

ア 管路内光ケーブル敷設工事（ケーブル仕様SM-300C、SM-100C、SM-80C、SM-20C）

2.2キロメートル

イ 光ケーブル架渉工事（ケーブル仕様SM-80C-SSD、SM-12C-SSD）17.7キロメートル

(5) 工 期 平成15年9月から平成16年2月13日まで

(6) 予定価格 114,939,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを敷設したものの（2キロメートル以上敷設したものに限る。）と架空により光ケーブルを敷設したものと合計が10キロメートル以上のもの（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

##### ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7015）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事（米子～岸本）

(2) 工事場所 鳥取県西部地域

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県西部地域幹線部分のうち、米子市車尾の新日野橋西詰から岸本町上細見の郡界橋北詰までの間、日野川右岸沿い及び国道181号沿いの一部に光ケーブルを敷設するものである。

(4) 工事の概要

ア 管路内光ケーブル敷設工事（ケーブル仕様SM - 100C、SM - 40C、SM - 24C）10.6キロメートル

イ 光ケーブル架渉工事（ケーブル仕様SM - 100C、SM - 100C - S S D）1.8キロメートル

(5) 工 期 平成15年9月から平成16年2月27日まで

(6) 予定価格 94,719,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許

可を受けていること。

- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したもの（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
  - イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

#### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7015）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事（溝口～日野）
- (2) 工事場所 鳥取県西部地域
- (3) 工事内容  
本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県西部地域幹線部分のうち、岸本町上細見の郡界橋北詰から日野町根雨までの間、国道181号及び主要地方道日野溝口線沿いの一部に光ケーブルを敷設するものである。
- (4) 工事の概要  
ア 管路内光ケーブル敷設工事（ケーブル仕様SM - 120C、SM - 100C、SM - 100C - S S D）0.6キロメートル  
イ 光ケーブル架渉工事（ケーブル仕様SM - 120C、SM - 100C、SM - 100C - S S D、SM - 16C）20.6キロメートル  
ウ 光ケーブル屋内工事（ケーブル仕様SM - 120C、SM - 16C）0.2キロメートル
- (5) 工 期 平成15年9月から平成16年2月27日まで
- (6) 予定価格 138,878,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブル敷設したもの（2キロメートル以上敷設したものに限る。）と架空により光ケーブルを敷設したものと合計が10キロメートル以上のもの（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
  - イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年8月12日（火）から同月26日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

##### ウ 提出方法



持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857-26-7015）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

電子部品超微細域成分試験装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年1月23日（金）

(4) 納入場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1

鳥取県産業技術センター研究企画部技術開発室応用電子科

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年8月29日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成15年8月12日（火）から同年9月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

## 4 入札手続

### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年8月22日（金）午後1時30分

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

### (4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）より、(1)の場所に郵送すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年9月25日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年9月11日（木）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下

「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for the microscopic examination of the element in electronic parts

(2) September 11, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 25, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

September 25, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

正 誤

平成15年6月24日付鳥取県告示第403号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8

行 13及び14

誤 字琵琶崩山147の4・字若杉178の70(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

正 字琵琶崩山147の4(次の図に示す部分に限る。)、147の41、字琵琶崩167、170、172、字若杉178の70(次の図に示す部分に限る。)

